子どもたちの笑顔を大切にしたい

町では、「第1期栗山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し取り組んでいます。

基本的視点として、①健やかな成長（子どもの視点）②安心して子育てができる（家庭や保護者の視点）③地域で子どもを育てる（地域からの視点）を掲げ、子どもたちの笑顔が輝くまちづくりを展開しています。

基本的視点のイメージ図

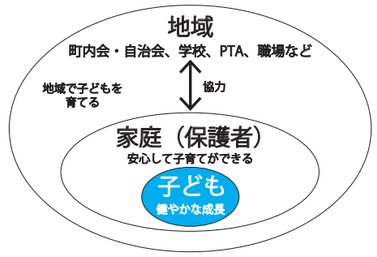

子どもは地域の宝

次世代へ「子育てと希望」の光が彩るふるさとづくりの推進のため、家庭・学校・地域・行政の全てが緊密に連携協力して、地域ぐるみで子育て支援を進め、まちが一つの家族となれる、「まちという名の家族」～子どもがキラキラ育つまち～を目指し、「栗山町子ども健やか育み宣言」を、今年9月に行いました。

今後も、町民一人ひとりのやさしさと思いやりのある行動への呼び掛けはもちろん、「栗山町子ども健やか育み宣言」や「栗山町子ども・子育て支援事業計画」の浸透を図るため、関係機関・団体や町内事業所などにも協力を呼び掛け、地域ぐるみで子育ち・子育て支援につなげていきます。

【町内の宣言状況】

◆企業　70企業
◆個人　218件
（11月20日現在）

子ども健やか育み宣言（平成29年9月宣言）

【町民一人ひとりができること】

― 町民一人ひとりが、やさしさと思いやりを持ち、「子どもの権利」を尊重するとともに、子育て中の親子を温かく見守ります。

【地域や事業所などが努力すること】

― 子どもの健やかな育ちを支えるために、地域全体で子どもおよび子育て家庭への関心を持ち、子育てしやすい環境づくりに努めます。

【行政がすべきこと】

― 子どもは地域の宝です。子育ち・子育て支援に関する施策の推進に積極的に取り組み、必要な支援体制を整えます。

地域で子育て支援

町では、地域子育て支援として、子育て支援センター「スキップ」などを拠点に、幼児とその保護者の子育て支援や子どもの健やかな成長のための教育環境整備などを進めています。

子育て支援センター「スキップ」

気軽に訪れることができる子育て支援の拠点として、楽しい子育てができるように大型遊具や木のおもちゃ、絵本などをそろえています。子育て中の親子が自由に遊ぶことができる「子育てサロン」では、友達づくりや子育ての情報交換もできます。詳しくは子育て支援センター「スキップ」（☎72-1280）にお問い合わせください。

子ども発達サポートセンター

発達に心配や弱さのあるお子さんの相談を受けたり、親子で通園して小集団指導や個別指導を受けたりすることができます。また、ことばの相談やプレイルーム、個室を使いながら遊具などで遊べる「一般開放」なども行っています。詳しくは、子ども発達サポートセンター（☎73-2260）にお問い合わせください。

児童センター

文化・スポーツ・学芸・自然などの遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操豊かにするとともに、ふるさとを愛する子どもに育てるため、高齢者との交流会や百人一首教室をはじめ、さまざまな活動を行っています。18歳以下の子どもならどなたでも利用できます。詳しくは、児童センター（☎72-0801）にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター

育児の手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）の相互援助で、安心して子育てができる環境づくりのお手伝いをする事業です。自宅以外でのサービス実施も可能になり、サービス提供時間も広がっています。詳しくは、アドバイザー（☎090(6695)6094）にお問い合わせください。

保育所・認定子ども園・児童クラブ

平成30年度 入所申込受付開始

平成30年度に新たに保育所・認定子ども園・児童クラブに入所を希望する児童の申し込みを受け付けます。

◆**受付期間**
12月1日㈮～22日㈮

◆**提出先・問い合わせ**
町保健福祉課
福祉・子育てグループ
☎㊽2222

※入所申込書などは提出先で配布しています。

保育所（表1）

◆**入所条件**
次のいずれかの理由で保護者および同居の親族の方が家庭でお子さんを保育できない場合
①就労（フルタイム・パート・自営）
②妊娠・出産
③保護者や同居者の疾病・障がい
④就職活動
⑤その他

◆**保育の必要量（保育時間）**
○標準時間
午前7時半～午後6時半（就労時間が月120時間以上の方）
○短時間
午前8時半～午後4時半（就労時間が月64時間以上120時間未満の方）

◆**申し込みに必要な書類**
①入所申請書（町様式）
※第3希望まで必ず記入してください。
※入所希望の多い保育所は、利用調整を行いますので、第1希望の保育所に入所できない場合があります。
②雇用証明書または、保育が必要な理由が確認できる書類
※育休明けの方は育児休業期間のわかる書類を添付してください。
③平成29年度の住民税課税（非課税）証明書
※平成29年1月1日に栗山町に住民登録のない方のみです。

◆**保育料**
4月～8月は平成29年度、9月～3月は平成30年度の住民税額により算定。また、平成30年4月から保育料が改定。

【表1】町内の保育園

保育園名（経営主体名）	住所・電話番号	定　員	受入年齢
栗山いちい保育園（社会福祉法人　水の会）	中央3丁目309番地5 ☎72-1572	120人	生後9週～
継立まつば保育園（学校法人　松田学園）	継立176番地29 ☎75-2032	60人	生後9週～
マロンキッズ保育園（学校法人　松田学園）	朝日3丁目115番地8 ☎76-7258	19人	生後9週～3歳未満

【表2】町内の認定こども園（保育園部分）

園　名（経営主体名）	住所・電話番号	定　員	受入年齢
幼保連携型 栗山めぐみこども園（学校法人　栗山立正学園）	錦2丁目46番地 ☎72-4914	25人	満1歳～

【表3】町内の児童クラブ

クラブ名（地区名）	定　員	開設時間
にじのこ児童クラブ1組（栗山）	40人	【月～金曜日】下校時～18:30 【土曜日、夏・冬休み、学校休業日】8:00～18:30
にじのこ児童クラブ2組（栗山）	40人	
マロンキッズ児童クラブ（朝日）	20人	
どんぐり児童クラブ（角田）	20人	
かぜのこ児童クラブ（継立）	20人	

認定こども園（表2）

◆**入園の手続き方法**

幼稚園部分の利用（満3歳以上）
○保育認定の申請
こども園に提出し、認定証交付後にこども園と契約

保育園部分の利用（平成30年度は満1歳以上で、保護者が就労をしている家庭）
○町に保育認定と利用の申請
町が保育所を決定
※保育園部分の利用は、保育所入所と同じ条件で、申込数で町が調整します。

◆**保育料**
町が決めた保育料をこども園に支払う
※入園する園がどこであっても、保育料は変わりません。

児童クラブ（表3）

◆**利用条件**
昼間、保護者が仕事などでいない家庭の小学1～6年生までの児童が対象

◆**申し込みに必要な書類**
①児童クラブ利用申込書
②雇用証明書
③平成29年度の住民税課税（非課税）証明書
※平成29年1月1日に栗山町に住民登録のない方のみです。

◆**利用料**
平成29年度の住民税額により、5段階に分かれている。
※傷害保険料は別途負担になります。

本町に認定こども園

近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴う、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月より「認定こども園」制度が始まりました。

認定こども園は、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事が認定した施設です。

本町も、私立栗山めぐみ幼稚園が来年、※幼保連携型の認定こども園「栗山めぐみ子ども園」に移行し、就学前の子どもへの教育・保育の提供や地域における子育て支援の充実を図っていきます。

※幼保連携型の認定こども園とは
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を合わせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たします。（職員は、幼稚園教諭と保育士資格を併有）

栗山めぐみ子ども園（イメージ図）

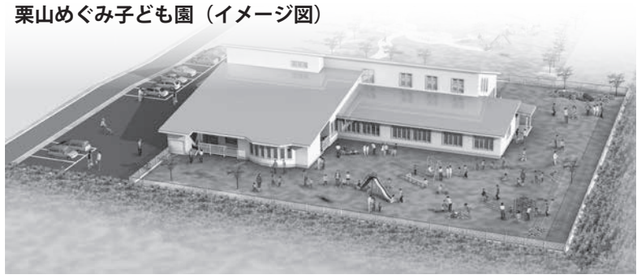

・・・ 個性あふれる保育園 ・・・

マロンキッズ保育園

町内で初めて「小規模保育」を行い、きめ細やかな保育をしています。2階では児童クラブ（学童保育）も行われ、建物は温かみのある雰囲気にしたいとの思いから、木造建築になっています。

継立まつば保育園

南部地域の保育拠点として、豊かな自然環境の中でさまざまな経験を通して、子どもたちが「生きる力」を身につけていけるような保育をしています。中庭は天然芝になっており、防犯カメラも設置しています。

栗山いちい保育園

人間には作り出せないような美しさ、不思議さ、面白さがある自然に触れる体験をたくさん積み重ね、五感を使いながら、遊びを通した保育をしています。園庭には、走り回れる広いスペースがあります。